

駐車監視員活動ガイドライン

(平成22年4月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線

路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道112号、主要地方道山形山寺線 (文翔館前丁字路～十日町十字路間)	5時～22時
県道下原山形停車場線 (NHK南十字路～スズラン街南十字路間)	5時～22時
主要地方道山形停車場線 (十日町十字路～山形駅東口南交差点間)	5時～22時

◎ 最重点地域

地域

地 域	重点時間帯
七日町・本町商店街及びその周辺	5時～22時
山形駅東口・西口及びその周辺	5時～22時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
北町・宮町及びその周辺地域	7時～20時
緑町・小白川町及びその周辺地域	7時～20時
小荷駄町・鉄砲町及びその周辺地域	7時～20時
上町・籠田及びその周辺地域	7時～20時

山形県山形警察署